

広島県告示第千九十六号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定によって、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

令和五年九月二十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

- 一 急傾斜地崩壊危険区域の名称  
地明地区

- 二 急傾斜地崩壊危険区域の表示  
次に掲げる土地に存する標柱一号から六号までを順次結んだ線及び標柱一号と六号を結んだ線に囲まれた土地の区域。

庄原市						郡市・区
西城町						町
小島原						大字
北河内		柏ヶ原			北河内	字
水路敷	六一五番一地先	六三〇番三	五二六六番二	五二六四番	五二六三番	地番
	標柱六号	標柱五号	標柱四号	標柱三号	標柱二号	標柱番号
					標柱一号	